

申第17号「誤支給について」専門協開催！

本部は、6月26日申第17号で「誤支給について」専門協を開催しました。

= 申入れ内容について =

1・今回の誤支給の原因と経緯について明らかにされたい。

会社)システムを導入するにあたっては、事前検証及び試使用を実施したものの、当社とメーカーとの認識の相違等により、システム不具合が発生したものと考えている。

組合)社員の給与に直接関わるものであり、メーカーとの打ち合わせで認識の相違で済む話しではない。絶対間違いが無いような協議をしてもらわなければならない。

2・今回の誤支給について、今後の対策を明らかにされたい。

会社)当社とメーカーにおける管理体制等の強化を図り、再発防止に努めていくものである。

組合)昨年も事象が多数発生した中で、メーカー側や現場と定期的に確認の場を設け、今後誤支給が無いようにしてもらいたい。
また、今回の事象による社員への説明は掲示のみではなく、現場長よりしっかりと説明する必要がある。

事象30～事象35

- ◎入替時間の計算誤りやシステム不具合による乗務員手当の支給額の追給
- ◎日勤2種の勤務ダイヤの設定誤りによる乗務加給の戻入等 戻入最大108,209円

今後二度とこのような事象が発生しないよう強く求めた！